府立支援学校高等部 及び 府立高等学校 自立支援コース・共生推進教室 設置校

障がいのある生徒たちに、職場実習の機会を!御協力をお願いします。

障がいのあるなしに限らず、仕事に就くことは、人生の「喜び」や「生きがい」につながるものです。 大阪府教育庁では、障がいのある生徒の就労の実現に取り組んでいます。

支援学校等では、卒業後の就労に向け、『職場実習』という現実的な環境のもとで体験・学習し、 実習を通じて明らかになった課題を、学校や家庭でフィードバックしながら、社会に出ても自信を 持って働くことができるように、日々の学習に取り組んでいます。

たとえば、こんな仕事ができます!

●小売業

加工、品出し、陳列、梱包、販売等

●飲食業

調理補助、食器洗い、接客、清掃 等

●医療・福祉サービス

介護補助、室内清掃、事務補助 等

●製造業

食料品:パック・箱詰め、シール貼り等 金属関連:伸線工、メッキエ、研磨工、

製罐(検品) 等

電気機械・精密機器:部品組立等

紙•印刷:加工品製造補助、印刷補助等

●建築業

運搬、塗装、ボルト組立 等

●運輸業

運送補助、倉庫(仕分け) 等

●その他

事務補助(パソコン入力、スキャニング、 メール便仕分等)、清掃、農作業等

職場実習について

- *教育活動の一環として実施しますので、労働に対する報酬は一切受領しません。実習に伴う交通費、食費等も本人(保護者)負担です。
- *実習中のけがや事故は、学校の保険で対応します。
- *お困りの場合などは、学校に御連絡ください。

実習の流れ一例

1実習開始まで

進路担当者による会社訪問と現場見学 仕事内容の確認、実習時期等打合せ

学校での実習打合せ(本人・保護者・担任)

実習依頼書(学校→企業) 実習受入承諾書(企業→学校)

本人による実習先への挨拶・見学

通勤経路の確認等

2 職場実習開始

教員による巡回指導

3事後指導

実習評価票(企業→学校)

職場実習の評価と反省 進路面談等

職場実習の貴重な経験は、卒業後の就労に活かされます!

《職場実習に関するお問い合わせ先》

「実習を受け入れたい。」「職場実習について詳しく知りたい。」という事業主の方は、大阪府教育庁教育振興室支援教育課学事・教務・支援G(電話 06-6941-0351代(内)4736)まで御連絡をお願いいたします。

次回の職場実習への準備(日々の学習)